

むつ市議会第214回定例会会議録 第6号

議事日程 第6号

平成24年12月14日（金曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【委員長報告、質疑、討論、採決】

- 第1 議案第69号 むつ市営住宅等の整備基準を定める条例
- 第2 議案第70号 むつ市道路の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例
- 第3 議案第71号 むつ市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例
- 第4 議案第72号 むつ市公共下水道の構造の技術上の基準等を定める条例
- 第5 議案第73号 むつ市空き家等の適正管理に関する条例
- 第6 議案第74号 むつ市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第75号 むつ市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第76号 むつ市営住宅条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第77号 指定管理者の指定について
(むつ市営宮後牧野外4施設の指定管理者を指定するためのもの)
- 第10 議案第78号 指定管理者の指定について
(川内第1牧野外1施設の指定管理者を指定するためのもの)
- 第11 議案第79号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 第12 議案第80号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合同約の変更について
- 第13 議案第81号 市道路線の廃止について
- 第14 議案第82号 市道路線の認定について
- 第15 議案第90号 平成24年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算
- 第16 議案第91号 平成24年度むつ市後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第17 議案第92号 平成24年度むつ市下水道事業特別会計補正予算
- 第18 報告第29号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成24年度むつ市後期高齢者医療特別会計補正予算)

【議員提出議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】

- 第19 議員提出議案第7号 むつ市議会委員会条例の一部を改正する条例

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（26人）

1番	上	路	德	昭	2番	横	垣	成	年
3番	工	藤	孝	夫	4番	佐々	木		肇
5番	川	下	八十	美	6番	目	時	睦	男
7番	村	川	壽	司	8番	佐	賀	英	生
9番	東		健	而	10番	石	田	勝	弘
11番	菊	池	広	志	12番	斉	藤	孝	昭
13番	濱	田	栄	子	14番	浅	利	竹二	郎
15番	中	村	正	志	16番	半	田	義	秋
17番	村	中	徹	也	18番	大	瀧	次	男
19番	富	岡		修	20番	佐々	木	隆	徳
21番	富	岡	幸	夫	22番	鎌	田	ちよ	子
23番	菊	池	光	弘	24番	岡	崎	健	吾
25番	白	井	二	郎	26番	山	本	留	義

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮	下	順	一郎	副市長	新	谷	加	水
教員	高	瀬	厚	太郎	教育長	遠	島		進
公営企業者	遠	藤	雪	夫	総務政策部長	伊	藤	道	郎
財務部長	下	山	益	雄	民生部長	奥	川	清	次郎
保健福祉部長	松	尾	秀	一	経済部長	澤	谷	松	夫
建設部長	鏡	谷		晃	川内庁舎長	布	施	恒	夫
大畑庁舎長	工	藤	治	彦	協野所舎長	猪	口	和	則
会管総政理出納室長	大	橋		誠	選挙管理委員会事務局長	氣	田	憲	彦
監査委員局長	星		久	南	農委事務局営水	山	口	勝	美
教育部長	齋	藤	秀	人	公局下部	齊	藤	鐘	司

務部策監携長
 策進連
 務課長
 總政推市室
 總政總
 財務課
 部長

花 山 俊 春
 柳 谷 孝 志
 氏 家 剛

部策監
 務進
 部課幹
 策務主
 策務
 總政總主
 財政推
 政總總
 總政總主

石 野 了
 野 藤 賀 範
 栗 橋 恒 平

事務局職員出席者

事務局長
 總括主幹
 主任主査

須 藤 徹 哉
 濱 田 賢 一
 石 田 隆 司

次 長
 主任主査
 主任主査

柳 田 諭
 小 林 睦 子
 村 口 一 也

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（山本留義） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は26人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（山本留義） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

12月5日、各委員会に付託いたしました議案の審査結果について、総務教育、産業建設、民生福祉の各常任委員長からそれぞれ会議規則第104条の規定に基づき、委員会審査報告書の提出がありました。なお、報告書はお手元に配布しておりますので、ご閲覧願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（山本留義） 本日の会議は議事日程第6号により議事を進めます。

◎日程第1～日程第18 委員長報告、

質疑、討論、採決

○議長（山本留義） 日程第1 議案第69号むつ市営住宅等の整備基準を定める条例から日程第18報告第29号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてまでの18件を一括議題といたします。

委員会付託した議案についての各委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長から報告を求めます。

まず、議案第73号、議案第79号及び議案第80号

について、総務教育常任委員長の報告を求めます。
総務教育常任委員長。

（10番 石田勝弘議員登壇）

○10番（石田勝弘） 総務教育常任委員会に付託されました議案3件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、12月5日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案のうち議案第73号につきましては、反対討論がありましたが、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定し、ほか2議案につきましては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第73号 むつ市空き家等の適正管理に関する条例についてであります。理事者側から、市民の安全で安心な暮らしの実現に向け、空き家等の適正な管理に関し必要な事項を定めるためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、公表の手段と期間について、また市で把握している空き家の件数について質疑があり、理事者側から、むつ市公告式条例に規定されている掲示場4カ所とホームページで公表する予定であるが、期間については現段階ではまだ検討はしていない。また、市民からの通報等により把握している空き家の件数については35件で、むつ地区が32件、川内、大畑、脇野沢地区が各1件であるとの答弁がありました。

また、別の委員から、所有者が行方不明の場合の責任の及ぶ範囲について質疑があり、理事者側から、民法上の相続権の及ぶ範囲で、配偶者及び子などの法定相続人に限定されるものと考えているとの答弁がありました。

さらに、別の委員から、解体に対する助成や行政代執行について条文に盛り込むべきではないかとの質疑があり、理事者側から、既に条例を制定している自治体では勧告までで、ほとんど解体されていること、また、本来は所有者の責務によって適正に管理しなければならないものであり、適正に管理している市民との間に不公平が生じるおそれがあることなどから、現段階では公表までとし、効果が出ないようであれば、次の段階について今後研究しながら対応していきたいとの答弁がありました。

さらに、別の委員から、解体後の固定資産税の軽減について質疑があり、理事者側から、住宅を解体して更地にした場合、土地の固定資産税が上がることについては他の自治体でも苦慮していると聞いているが、固定資産税の課税方法等については地方税法で定められているため、何らかの措置をとることは法律上非常に厳しいと思っているとの答弁がありました。

次に、議案第79号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更についてですが、理事者側から、構成団体である三戸郡町村会館管理組合の解散に伴い、組合を組織する地方公共団体数を減少し、組合同約を変更するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第80号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合同約の変更についてですが、理事者側から、議案第79号と同じく、三戸郡町村会館管理組合の解散に伴うものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

以上で、総務教育常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（山本留義） これで総務教育常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第69号から議案第72号、議案第76号から議案第78号、議案第81号、議案第82号及び議案第92号について、産業建設常任委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

（18番 大瀧次男議員登壇）

○18番（大瀧次男） 産業建設常任委員会に付託されました議案10件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、12月5日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

まず、議案第69号から議案第72号まで及び議案第76号については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律によるそれぞれ所管する法律の一部改正に伴い、条例で定めることとされた基準等について必要な事項を規定するためのものでありますので、この後の各議案の報告においては、この部分は省略いたします。

初めに、議案第69号 むつ市営住宅等の整備基準を定める条例についてですが、理事者側から、公営住宅法の一部改正に伴い、公営住宅及び共同施設の整備基準を定めるためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、整備基準に適合していない住宅が多い理由とこれら適合していない住宅への対応についての質疑があり、理事者側から、建設が昭和30年代から昭和50年代とかなり古い住宅があり、特にむつ地区で多いことによるが、これ

らについては市営住宅長寿命化計画において、今後建て替えの際に現在の基準に合わせて対応することとしているとの答弁がありました。

さらに、同じ委員から、市営住宅の長寿命化ということで古いものを直しながら使用するのであれば、少しでも基準に合わせるような努力も必要なのではないかとの質疑があり、理事者側から、設備的なものについてはある程度対応できていると思うが、スペースに関する部分については難しいとの答弁がありました。

また、別の委員から、国の基準をそのまま市の基準にしているが、市として必要ないと考えるものはなかったのかとの質疑があり、理事者側から、今回は最低基準を定めたもので、この地域の特性に合った整備基準の追加等は今後考えていくことになるとの答弁がありました。

次に、議案第70号 むつ市道路の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例についてですが、理事者側から、道路法の一部改正に伴い、市道の構造の一般的技術的基準及び市道における道路標識の寸法を定めるためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、自転車専用道路に関する規定の必要性についての質疑があり、理事者側から、現在当市には自転車専用道路はなく、計画もないが、今後設置する可能性がないとは言えないため、あくまでも一般的な構造の基準として規定したものであるとの答弁がありました。

次に、議案第71号 むつ市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例についてですが、理事者側から、河川法の一部改正に伴い、準用河川にかかわる河川管理施設等の構造の一般的技術的基準を定めるためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第72号 むつ市公共下水道の構造の

技術上の基準等を定める条例についてですが、理事者側から、下水道法の一部改正に伴い、政令、省令等を踏まえ、排水施設と処理施設の構造の基準及び終末処理場の維持管理に関する基準等を定めるためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第76号 むつ市営住宅条例の一部を改正する条例についてですが、理事者側から、公営住宅法の一部改正に伴い、入居者の収入基準について定めるためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

なお、今回の議案第69号から議案第72号までの一連の条例制定による事務量の増加等について委員から質疑があり、理事者側から、国の基準に準拠する形で規定しているので、今のところは変わらないが、市独自の基準を新たに規定するという事になれば当然事務量は増加するとの答弁がありました。

次に、議案第77号 指定管理者の指定についてですが、理事者側から、平成25年4月1日から平成28年3月31日まで、むつ市営宮後牧野4施設の指定管理者に田名部畜産農業協同組合を指定するためのもので、公募を実施したところ3団体から応募があり、選定委員会を経て選定したとの説明がありました。

これに対し委員から、当該団体の累積債務について及び新規参入者の取り扱いについての質疑があり、理事者側から、当該団体の収入は家畜市場での販売手数料が主なものであり、その市場成績によって収入が左右されることと、農家からの未収金等があることから赤字となっているものであるが、累積債務については、当該団体としても状況を改善できるような体制づくりを考えているので、徐々に改善されていくものと思っている。また、今回は3団体の応募があり、選定委員会を開

催して検討した結果、当該団体を選定したものであり、審査に当たっては実績を重視したのではなく、応募された3団体の事業計画、収支計画の積算等を総合的に判断した結果であるとの答弁がありました。

さらに、同じ委員から、指定管理者に対する管理運営に関する指導についての質疑があり、理事者側から、管理運営については随時指導を行っており、経理状況等も四半期に1度検査を行い、協議できるものは協議し、改善すべき部分等については、市として十分意見を述べており、今後も継続して適切な管理に努めていくとの答弁がありました。

次に、議案第78号 指定管理者の指定についてですが、理事者側から、平成25年4月1日から平成28年3月31日まで、川内第1牧野外1施設の指定管理者にむつ市川内地区牧野管理組合を指定するためのものであり、公募を行ったが、応募は当該団体1団体であり、選定委員会を経て選定したとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第81号 市道路線の廃止についてですが、理事者側から、荒川分譲住宅4号線については、路線の一部が機能を果たしていないことから起点終点を変更し、新たに整備された市有地道路を組み入れて再認定するため、また、川内37号線については、市営住宅川内楯木団地の建設工事に伴い、認定していた道路敷が不要になったため廃止するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第82号 市道路線の認定についてですが、理事者側から、議案第81号で廃止する荒川分譲住宅4号線を新たに認定するとともに、開発行為により市に帰属になった路線、道路整備が完了した路線等17路線を市道認定するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、今回認定する路線に、過去に私道なので舗装はできないと説明を受けた部分が含まれている経緯と、今回のように整備される要件についての質疑があり、理事者側から、この路線は以前私道であったものを市が寄附を受けたことにより順次整備を進めているもので、今回市道認定する部分は整備が完了した部分であり、今後継続して整備する予定になっている。また、整備する要件としては、市が寄附を受け、市の財産になるということで、寄附要件にかなった道路でなければ寄附採納は難しいとの答弁がありました。

また、別の委員から、寄附採納の要件についての質疑があり、理事者側から、寄附に係る要綱があり、基本的には6メートル幅で舗装され側溝も整備されていることが原則であるとの答弁がありました。

さらに、同じ委員から、未舗装の道路の寄附についての質疑があり、理事者側から、寄附要綱では舗装が要件とされているが、これについては若干緩和されて、道路ができた年代にもよるが、今は未舗装でも排水設備等に問題点がなければ寄附を受けるようにしているとの答弁がありました。

次に、議案第92号 平成24年度むつ市下水道事業特別会計補正予算についてですが、理事者側から、下水道整備に伴う社会資本整備総合交付金事業が減額交付されたことに伴い、国庫支出金である国庫補助金と起債を減額し、また、平成24年度定期人事異動に伴い人件費が不足したこと、処理場管理に係る委託料等の入札執行残などが生じたことにより、歳入歳出予算とも9,373万9,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を14億1,700万円とするものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（山本留義） これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第74号、議案第75号、議案第90号、議案第91号及び報告第29号について、民生福祉常任委員長の報告を求めます。民生福祉常任委員長。

（20番 佐々木隆徳議員登壇）

○20番（佐々木隆徳） 民生福祉常任委員会に付託されました議案4件、報告1件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、12月5日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案及び報告につきましては、全会一致で原案のとおり可決、承認すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第74号 むつ市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、ひとり親家庭等医療費の給付対象に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に規定する保護命令を父又は母が受けた児童を加えるほか、所要の条文整備をするためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、この事業全体の対象人数について質疑があり、理事者側から、平成24年3月31日現在、給付対象世帯は915世帯で、内訳として児童が1,338人、その父親が92人、母親が823人となっているとの答弁がありました。

次に、議案第75号 むつ市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、国民年金法等の一部改正に伴い、引用法令の明確化等について所要の条文整備をするためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第90号 平成24年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算についてであります。理事者側から、平成23年度のむつ市国民健康保険特別会計に対する国等からの歳入が確定したことに伴う返還金に不足が生じたことから、歳入歳出それぞれ1億67万2,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を81億2,118万7,000円とするものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第91号 平成24年度むつ市後期高齢者医療特別会計補正予算についてであります。理事者側から、所得更正等により過年度分の保険料還付金に不足が見込まれることから歳入歳出それぞれ25万円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を4億6,869万5,000円とするものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、報告第29号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。理事者側から、平成24年度むつ市後期高齢者医療特別会計補正予算を専決処分したもので、保険料の軽減の適用が平成22年度まで遡及したことに伴い、保険料還付金に不足が生じたことから、歳入歳出それぞれ5万2,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を4億6,844万5,000円としたものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

以上で、民生福祉常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（山本留義） これで民生福祉常任委員長の報告を終わります。

以上で、各常任委員長の報告を終わります。

ここで議事整理のため、午前10時45分まで暫時休憩いたします。

午前10時27分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました17議案1報告については、それぞれ区分して質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

◇議案第69号

○議長（山本留義） まず、議案第69号 むつ市営住宅等の整備基準を定める条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第69号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第70号

○議長（山本留義） 次は、議案第70号 むつ市道路の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第70号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第71号

○議長（山本留義） 次は、議案第71号 むつ市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第71号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第72号

○議長（山本留義） 次は、議案第72号 むつ市公

共下水道の構造の技術上の基準等を定める条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第72号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第73号

○議長(山本留義) 次は、議案第73号 むつ市空き家等の適正管理に関する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よっ

て、議案第73号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第74号

○議長(山本留義) 次は、議案第74号 むつ市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第74号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第75号

○議長(山本留義) 次は、議案第75号 むつ市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま

せんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第75号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第76号

○議長(山本留義) 次は、議案第76号 むつ市営住宅条例の一部を改正する条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第76号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第77号

○議長(山本留義) 次は、議案第77号 指定管理者の指定について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市営宮後牧野外4施設の管理について指定管理者を指定するためのものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第77号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第78号

○議長(山本留義) 次は、議案第78号 指定管理者の指定について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、川内第1牧野外1施設の管理について指定管理者を指定するためのものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第78号は委員長報告のとおり可決されま

した。

◇議案第79号

○議長（山本留義） 次は、議案第79号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合理約の変更について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第79号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第80号

○議長（山本留義） 次は、議案第80号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合理約の変更について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第80号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第81号

○議長（山本留義） 次は、議案第81号 市道路線の廃止について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第81号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第82号

○議長（山本留義） 次は、議案第82号 市道路線の認定について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第82号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第90号

○議長(山本留義) 次は、議案第90号 平成24年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第90号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第91号

○議長(山本留義) 次は、議案第91号 平成24年度むつ市後期高齢者医療特別会計補正予算について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第91号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第92号

○議長(山本留義) 次は、議案第92号 平成24年度むつ市下水道事業特別会計補正予算について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第92号は委員長報告のとおり可決されました。

◇報告第29号

○議長（山本留義） 次は、報告第29号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、平成24年度むつ市後期高齢者医療特別会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、報告第29号は委員長報告のとおり承認されました。

◎日程第19 議員提出議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決

◇議員提出議案第7号

○議長（山本留義） 次は、日程第19 議員提出議案第7号 むつ市議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。15番中

村正志議員。

（15番 中村正志議員登壇）

○15番（中村正志） 議員提出議案第7号 むつ市議会委員会条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正により、法律における常任委員会等に関する規定が簡素化され、条例に委任されることに伴い、委員の選任方法、在任期間等について規定するとともに、閉会中において、常任委員等を議長が選任できることとし、あわせて条文整理するためのものであります。

なお、本議案については、全議員26人で提案するものであります。

以上が上程されました議員提出議案第7号の提案理由であります。

○議長（山本留義） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議員提出議案第7号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第7号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第7号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長(山本留義) これで、本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

以上で、むつ市議会第214回定例会を閉会いたします。

午前11時06分 閉会